

# 鳩山町国土強靱化地域計画

計画期間：令和4（2022）年度～令和11（2029）年度

令和4年3月（策定）



鳩山町イメージキャラクター

はとん



# 目次

第1章	はじめに.....	1
1-1	計画の趣旨.....	1
1-2	位置付け.....	1
1-3	計画期間.....	2
第2章	強靱化の基本的考え方.....	3
2-1	本町の地域特性.....	3
(1)	位置・面積.....	3
(2)	地形・河川.....	3
(3)	気候.....	4
(4)	人口等.....	5
(5)	産業・経済.....	5
(6)	想定地震.....	7
(7)	近年において本町に被害をもたらした災害.....	7
2-2	本町の強靱化の方向性.....	8
(1)	基本目標.....	8
(2)	事前に備える目標（行動目標）.....	8
第3章	想定する大規模自然災害の整理.....	9
3-1	想定する大規模自然災害の範囲.....	9
3-2	想定する大規模自然災害の規模.....	9
第4章	脆弱性評価の結果.....	10
4-1	「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	10
4-2	「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価.....	11
(1)	評価の方法.....	11
(2)	評価の結果.....	11
第5章	強靱化に向けた行動（事前に備える目標別）.....	12
5-1	重点的に推進する取組の設定.....	12

5-2	事前に備える目標別の強靱化に向けた行動	13
(1)	行動目標1「被害の発生抑制により人命を保護する」	13
(2)	行動目標2「救助・救急・医療活動により人命を保護する」	15
(3)	行動目標3「交通ネットワーク、情報通信機能を確保する」	16
(4)	行動目標4「必要不可欠な行政機能を確保する」	18
(5)	行動目標5「生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する」	20
(6)	行動目標6「『稼げる力』を確保できる経済活動の機能を維持する」	22
(7)	行動目標7「二次災害を発生させない」	23
(8)	行動目標8「大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする」	24
第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針		25
6-1	施策分野の設定	25
6-2	施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係	25
6-3	施策分野ごとの取組の方向性	27
(1)	行政機能	27
(2)	住宅・都市	27
(3)	保健医療	28
(4)	福祉	29
(5)	エネルギー	30
(6)	情報通信	30
(7)	産業	31
(8)	交通	32
(9)	農業	32
(10)	国土保全	32
(11)	ライフライン	33
(12)	教育	33
(13)	土地利用	33
(14)	環境	34
(15)	地域づくり・リスクコミュニケーション	34
(16)	老朽化対策	35
第7章 地域強靱化の推進に向けて		36
7-1	地域強靱化に向けた計画の推進管理	36
7-2	本計画の見直し	36

# 第1章 はじめに

## 1-1 計画の趣旨

国においては、東日本大震災等大災害を教訓に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、大規模自然災害等に備えるため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成26年6月には、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、平成30年12月に改定された。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」旨が定められている。

また、地方公共団体の役割として、基本法第4条では、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」旨が規定されている。

これを受け、埼玉県内においても被害が生じる災害が発生しており、災害から学んだことを活かし、同じような事態が発生しないようにすることが必要であることから、埼玉県においては、平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）が策定された。

本町内においても、近年においては、東日本大震災や令和元年東日本台風において被害が発生しており、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、本町内における社会経済活動を維持することが必要である。

そのようなことから、大規模自然災害が発生しても、町民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、町民の安全・安心を守るよう備えることを目的として「鳩山町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定することとした。

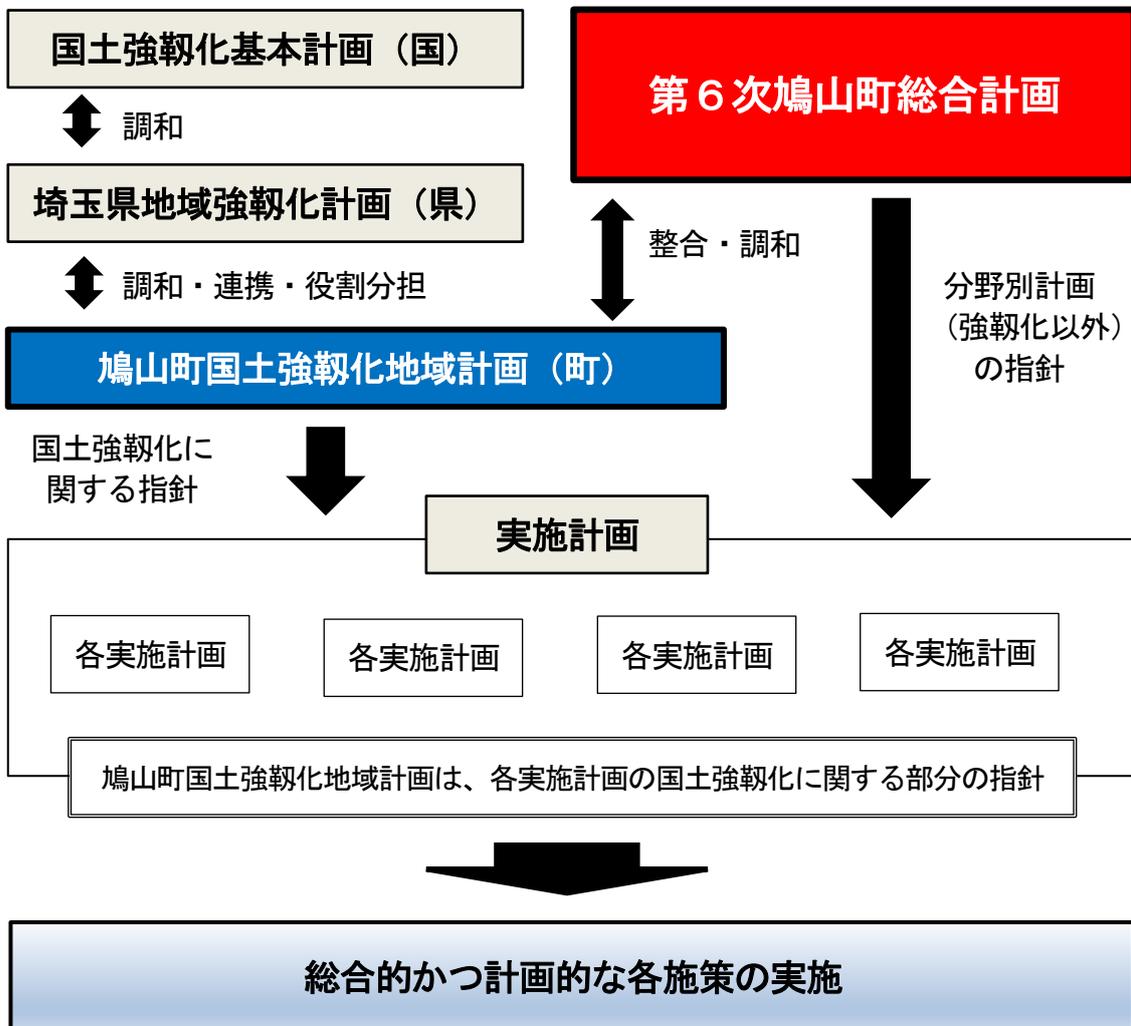
## 1-2 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である。

また、本計画は、基本計画及び県地域計画との調和を保ち、本町の総合的な行政計画である「第6次鳩山町総合計画」とも整合・調和を図りながら、地域強靱化に関する部分の方向性や施策展開を示すものであり、本町における様々な分野の実施計画等の指針となるものである。

なお、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、災害対策基本法に基づく「鳩山町地域防災計画」は、発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

図1 鳩山町国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



### 1-3 計画期間

本計画の期間は、第6次鳩山町総合計画と整合・調和を図るため、第6次鳩山町総合計画の計画期間と合わせて、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度までの8年間とする。

ただし、計画期間中においても、社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、PDCAサイクルを通じて、必要に応じて、変更や見直しを行うものとする。

## 第2章 強靱化の基本的考え方

### 2-1 本町の地域特性

#### (1) 位置・面積

本町は、関東平野の中央に位置する埼玉県ほぼ中央部に位置し、東松山市、坂戸市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、嵐山町の2市4町に囲まれている。

町域は、東西方向が8.1km、南北方向が5.5kmとなっている。面積は25.73 km<sup>2</sup>で、県内63市町村中46番目の広さとなっている。

図2 鳩山町の概況



町役場所在地	鳩山町大字大豆戸 184 番地 16 東経 139° 20′ 北緯 35° 59′
面積	25.73 km <sup>2</sup>

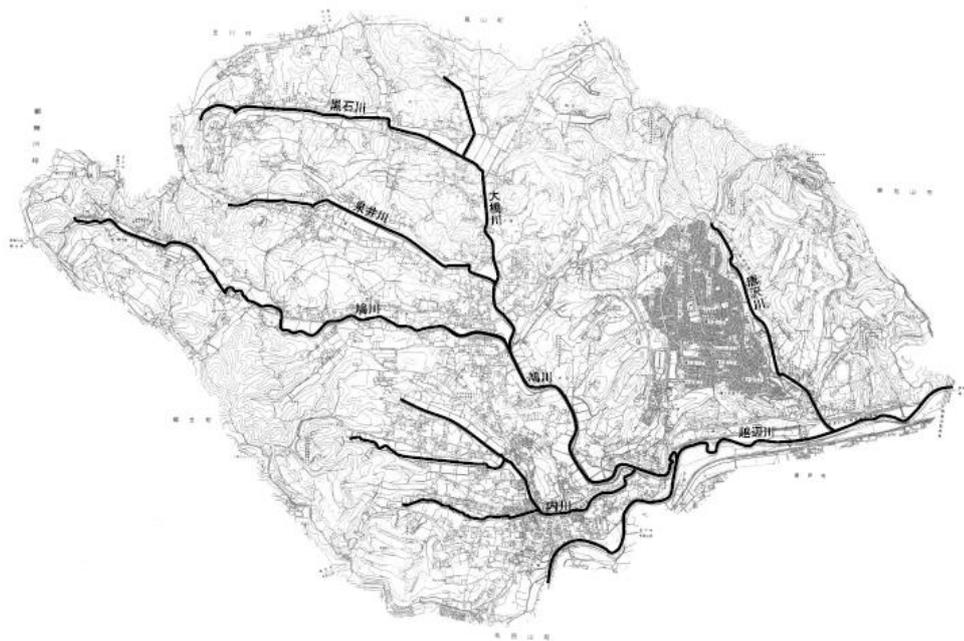
資料：統計はとやま

#### (2) 地形・河川

本町の地形は、比企南丘陵のほぼ中央に位置しており、おおむね台地型の丘陵地と、丘陵地に挟まれた低地から成り立っている。

町内の河川は、町の南端を流れる、荒川の支流である越辺川、それに流入する鳩川及び唐澤川、それらの支流によって形成されている。

図3 鳩山町の河川



### (3) 気候

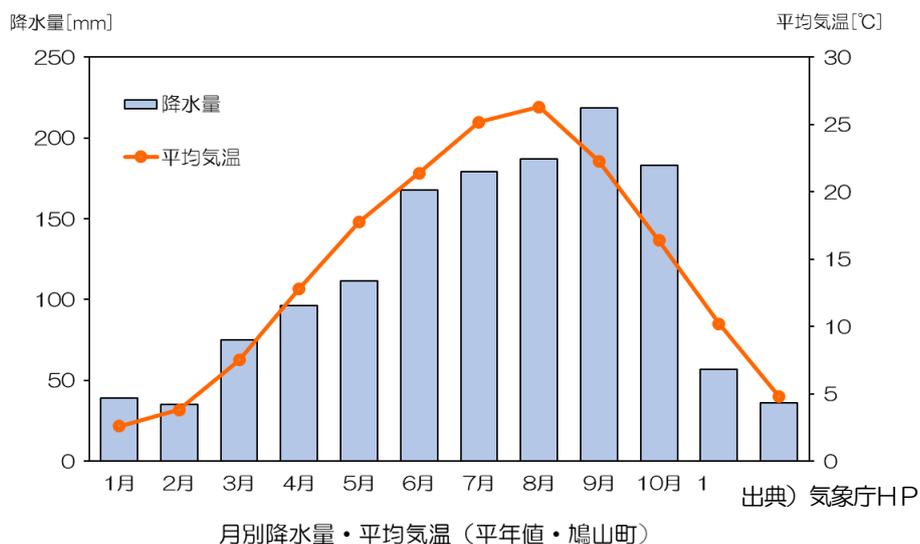
本町の気候は、県内でも夏の気温が高い地域となっており、令和2年8月11日に最高気温40.2℃を観測した。

気象庁によると、令和2年の鳩山の年平均気温は15.3℃で、最高気温は8月の40.2℃、最低気温は2月の-7.4℃であった。

同年の年間降水量は1,412.0mmで、日最大降水量は6月28日の106.0mm、同年の年間日照時間は1,971.2時間であった。

平年値(平成3年～令和2年)は、年平均気温14.3℃、年間降水量1,377.4mmである。

図4 鳩山町の気候



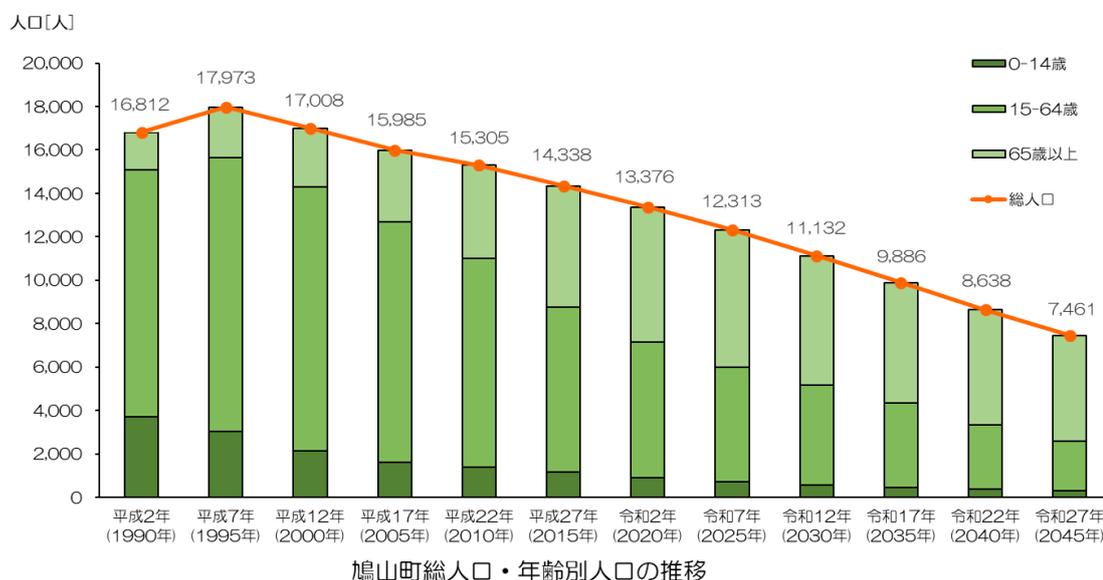
#### (4) 人口等

平成27年の国勢調査によると、平成27年10月1日現在の本町の人口は、14,306人である。

本町の人口は、国勢調査によると、平成7年の17,973人をピークに年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和12年には、11,132人、そして令和17年には1万人を下回り、その後も減少することが予測される。

本町の65歳以上の高齢者は、令和7年には6,341人まで増加が見込まれるが、その後は減少に転じ、令和27年には4,863人まで減少し、町民の1.5人に1人が高齢者となる見込みである。

図5 鳩山町の人口の推移



出典) 平成27年以前：国勢調査 (総務省統計局)

平成27年以降：「日本の地域別将来推計人口 (平成30 (2018) 年推計)」 (国立社会保障・人口問題研究所)

平成27年の国勢調査によると、本町の昼間人口は13,702人となっている。

また、昼夜間人口比率は約95.6%で、県内15位となっている。本町常住の就業者・通学者は7,687人で、そのうち5,002人が町外への従業・通学をしている。

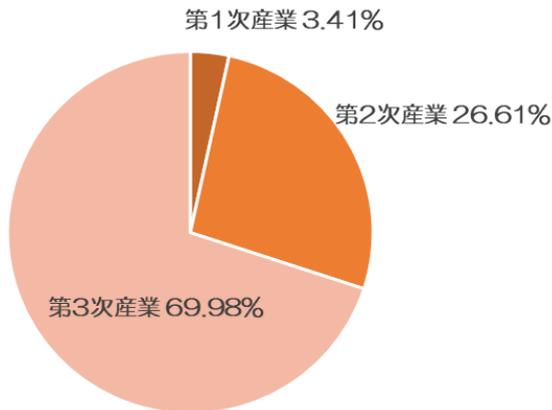
#### (5) 産業・経済

本町の産業別就業者数の割合は、平成27年国勢調査によると、第一次産業が213人、第二次産業が1,662人、第三次産業が4,370人となっており、第三次産業の割合が約7割を占めている。

農業・林業等の第一次産業は、令和元年の農業産出額 (推計) は5.9億円で県内63市町村中第46位となっている。また、その構成比で見ると、「畜産」が55.9%、次いで、「野菜」、「米」、「果実」となっている。

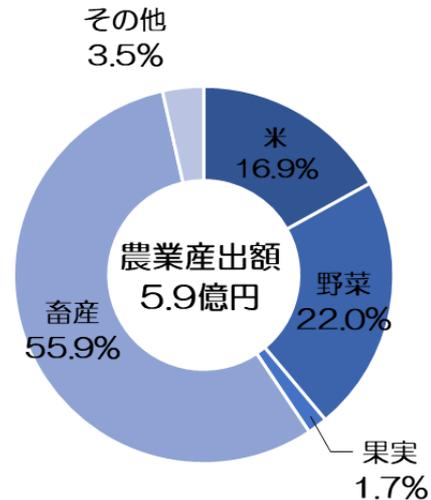
製造業等の第二次産業は、埼玉県工業統計調査結果報告によると、令和2年6月1日現在の製造業の事業所数が16事業所で、従業者数が203人と県内でも2番目に少ない。なお、製造品出荷額等は38.89億円となっている。

図6 産業別就業者数割合



出典：総務省「平成27年国勢調査」

図7 農業産出額構成比（令和元年）



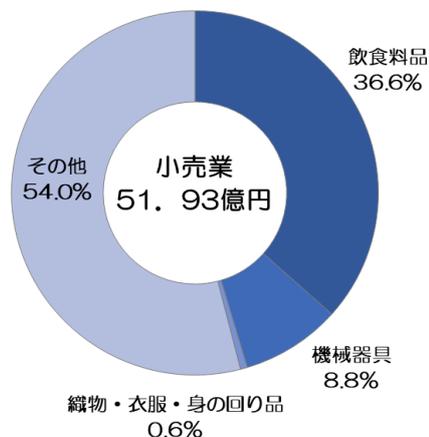
出典：農林水産省「市町村別農業算出額（推計）」

小売業等の第三次産業は、経済センサス活動調査によると、平成28年6月1日現在の「卸・小売業」の事業所数が58事業所（卸売業14事業所、小売業44事業所）となっている。なお、平成27年の年間商品販売額は75.85億円となっている。

小売業を産業小分類別で見ると、「飲食料品」が最も多く、次いで「機械器具」、「織物・衣服・身の回り品」と続き、これら3つの産業で小売業全体の5割弱を占めている。

なお、小売業の売場面積は、3,581㎡となっている。

図8 商品販売額の産業小分類別構成比（平成27年）



出典) 「経済センサス・活動調査」総務省、経済産業省

## (6) 想定地震

平成25年11月に公表された埼玉県地震被害想定調査では、5つの地震を想定地震として、被害量の推計を行っているが、そのうち、陸側のプレートと海側のプレートの境界である海溝やトラフ付近で発生する地震である「海溝型地震」として、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震の3つの地震を想定し、また、陸側のプレート内部での断層運動により発生する地震である「活断層型地震」は、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の2つの地震を想定している。

上記を踏まえ、本町では、上記の5つの想定地震のうち、本町内での最大の被害が予想されている「関東平野北西縁断層帯地震（深谷断層帯による地震）」を本町における想定地震とする。

## (7) 近年において本町に被害をもたらした災害

### ア 本町における主な地震被害

近年の本町における主な地震被害としては、平成23（2011）年3月の東日本大震災となるが、本町においては、震度4が観測され、住家等の屋根を中心に多数の被害が発生した。

### イ 本町における主な風水害・土砂災害

近年の本町における主な風水害・土砂災害被害としては、令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風となるが、本町においても、大雨特別警報が発令される規模の大雨となり、本町内においては、浸水・冠水等の水害や土砂災害等多くの箇所被害が発生するなど、災害救助法が適用される規模の災害となった。

### ウ 本町における大雪被害

近年の本町における主な大雪被害としては、平成26（2014）年2月の大雪となるが、この大雪の影響で、本町内においては、カーポートや農業用施設等を中心に多数の被害が発生した。

## 2-2 本町の強靱化の方向性

### (1) 基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。  
基本計画と県地域計画との調和を保ちつつ、4つの基本目標を設定した。

- |   |
|---|
| I 町民の生命を最大限守ること                         |
| II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること |
| III 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること          |
| IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること                |

### (2) 事前に備える目標（行動目標）

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、事前に備える目標を次のとおり設定した。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する             |
| 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する          |
| 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する          |
| 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する               |
| 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する |
| 目標6 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する      |
| 目標7 二次災害を発生させない                   |
| 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする |

## 第3章 想定する大規模自然災害の整理

### 3-1 想定する大規模自然災害の範囲

埼玉県内で被害が生じる大規模自然災害を本町においても想定することとし、地震、洪水、竜巻、大雪の4種類を基本とする。

### 3-2 想定する大規模自然災害の規模

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減を図るための施策を示すことが必要であることから、埼玉県内で発生を想定する最大規模の災害を本町においても想定し、「起きてはならない最悪の事態」の検討を行う。

表1 想定する大規模自然災害と災害の規模

大規模自然災害	災害の規模
地震	・ 関東平野北西縁断層帯地震 (深谷断層帯による地震)
洪水	・ 越辺川等の一級河川の堤防の決壊
竜巻	・ 国内最大級 (F3) の発生
大雪	・ 平成26年の大雪被害

## 第4章 脆弱性評価の結果

### 4-1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画は、基本計画及び県地域計画との調和の必要性から、基本計画及び県地域計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」から、本町の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、28の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

表2 事前に備える目標（行動目標）と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備える目標 (行動目標)	インパクトフローから抽出した「起きてはならない最悪の事態」
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	1-5災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
	2-1救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3物資の輸送が長期間停止する事態
	3-4孤立集落が発生する事態
	3-5情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-6情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
6 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する	5-5地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
	6-1農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させない	7-1消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

## 4-2 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価

### (1) 評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、過去の災害の記録やインパクトフローを基に、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態について整理した。

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち本町の取組を中心に抽出し、その取組内容を整理した。

これらを踏まえ、事態の発生回避・被害軽減の可能性を検討し、28の「起きてはならない最悪の事態」について、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

### (2) 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

#### 【脆弱性評価結果のポイント】

- 大規模自然災害による被害の伝播を整理するインパクトフローを作成し、28の「起きてはならない最悪の事態」を抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、災害時医療体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要がある。町民の自助・共助に活用できるような災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- 社会の機能を維持する観点から、道路・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組む、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保、土砂災害等の防止施設の整備に取り組む、災害に強いまちをつくる必要がある。

## 第5章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標別）

### 5-1 重点的に推進する取組の設定

本計画では、「第4章 脆弱性評価の結果」に示した「起きてはならない最悪の事態」単位で、取組の重点化を図ることとする。脆弱性評価において事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本町の取組状況を踏まえ、「現在の取組を一層推進する必要がある」と評価された「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減に関する取組及び直近の災害から学ぶべき課題への対応について、県地域計画における重点的に推進する取組の設定と同様に、当分の間、重点的に推進することとする。

表3 重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態」

事前に備える目標 (行動目標)	「起きてはならない最悪の事態」
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3 物資の輸送が長期間停止する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1 県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-5 地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-2 県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

## 5-2 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」を発生させないための主な取組を整理した上で、当分の間、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示す。

行動目標1	被害の発生抑制により人命を保護する
行動目標2	救助・救急・医療活動により人命を保護する
行動目標3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
行動目標4	必要不可欠な行政機能を確保する
行動目標5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
行動目標6	「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する
行動目標7	二次災害を発生させない
行動目標8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

### (1) 行動目標1「被害の発生抑制により人命を保護する」

#### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

※           は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

#### イ 強靱化に向けた主な取組

- ① 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- ② 住宅・建築物の耐震化等の促進
- ③ 災害情報の共有と町民への適切な提供
- ④ 学校の災害対応力の向上

## ウ 強靱化に向けた主な行動

- 災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や迅速な救助活動を行うため、消防指令施設や設備、消防車両、その他消防資器材等を計画的に更新・整備を進める。
- 消火活動に必要となる水利確保のため、可能な範囲内において、新規設置の場合は耐震性防火水槽の整備、既設の場合は老朽化した防火水槽の耐震化又は長寿命化を推進する。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化、災害時の被害抑制及び町民の安全確保のため、継続的に消防団員の育成及び人員確保を行い、消防車両又はその他消防資器材等の計画的な整備を図る。
- 公共施設等の倒壊により被害が拡大しないよう、公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化や長寿命化対策を推進する。
- 大規模盛土造成地について、宅地耐震化推進事業に取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。
- 住民一人ひとりが、地域における災害想定等状況を把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの配布及びホームページの掲載等により、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の周知を行い、防災意識の向上を図る。
- 災害時において、災害情報や避難情報等を全町民等に確実に伝達し、迅速かつ的確に避難できるよう、情報伝達手段の多重化による多種多様な情報伝達手段を確保したうえで、平時から運用する。
- ハザードマップの定期的な改定を行い、各自然災害を想定した避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を強化する。
- 災害時のSNSによる行政情報の発信を強化するため、登録者数の増加策を検討・推進する。
- 火災、地震、浸水、竜巻等災害を想定した避難訓練を各学校、園の年間指導計画に位置付け、幼児、児童生徒の防災意識を高め、自ら危険を回避する能力の育成を図る。
- 各学校、園において、防災に関するマニュアルを検証し改善するとともに、それらを的確に活用できるよう、教職員の安全意識及び災害対応能力の向上を図り、日頃から児童生徒の命を守る防災体制の強化を図る。
- トイレの整備や空調設備の設置等、災害時に避難所となる学校施設の防災機能の強化を図る。

## (2) 行動目標2「救助・救急・医療活動により人命を保護する」

### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

※           は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

### イ 強靱化に向けた主な取組

- ① 災害時医療体制の確保
- ② 医療スタッフの育成・確保
- ③ 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保

### ウ 強靱化に向けた主な行動

- 大規模災害発生時には、医療機関やライフラインの被災により、医療機能の低下が想定され、本町単独での十分な対応ができない場合に備え、相互応援協定等、他自治体や防災関係機関との連携及び応援を受ける際の受援体制の整備を進める。
- 災害発生時、傷病者に対して医療救護活動を行うため、医師会や近隣市町村等と連携して訓練を実施し、災害時の連絡体制をはじめ、初動体制を構築する。
- 大規模災害時における医薬品等の確保対策として、県及び町における備蓄以外にも、医師会や薬剤師会等との連携及び協議を進める。
- 自主的な救護体制が実施できるよう、消防署で実施している応急救護訓練等を通じて、人工呼吸、AED使用等の応急救護能力の強化を図る。
- 大規模災害時において、重症傷病者等への適切な応急処置を行うためには、救急車に積載する高度救命処置用資機材等の計画的な整備を進める。
- 災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材、医療救護体制の整備・強化を図る。
- 災害時保健活動に必要な物品や人員配置、連携が必要な関係機関の洗い出しと連絡体制、平時からの啓発活動、初動活動時の具体的な行動、受援体制等について、庁内関係部門が連携を図る。
- 大規模災害時には、上下水道等のライフラインが停止してトイレが使用できなくなるおそれがあることから、仮設トイレ等の備蓄等の対策を進める。
- 避難所における感染症のまん延防止等衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備するとともに、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底や間仕切りテント等を配備し発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営を図る。

### (3) 行動目標3「交通ネットワーク、情報通信機能を確保する」

#### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態
3-3 物資の輸送が長期間停止する事態
3-4 孤立集落が発生する事態
3-5 情報通信が輻輳・途絶する事態
3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

※ [ ] は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

#### イ 強靱化に向けた主な取組

- ① 道路ネットワークの整備・通行の確保
- ② 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- ③ 情報通信体制の強化

#### ウ 強靱化に向けた主な行動

- 安全な救助、避難ルート等確保するため、道路及び橋りょうの計画的な整備、維持管理に取り組み、ルートの多重化を図る。
- 防災活動拠点等への安全な通行を確保するため、道路及び橋りょうの計画的な整備・維持管理に取り組み、耐震化・老朽化対策を図る。
- 管理道路、橋りょうの要対策箇所の早期発見のため、道路パトロールや橋りょう点検を今後も継続して推進する。
- 老朽化した橋りょうについて、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を継続して推進する。
- 震災時における道路ネットワーク確保のため、防災活動拠点等への通行ルートの橋りょうなどについて重点的に耐震補強対策・点検を実施し、対象橋りょうの対策完了に向けて事業を推進する。
- 大規模災害時においては、通信インフラが麻痺・機能停止するおそれがあるため、防災拠点及び指定避難所等に非常通信手段を整備する。
- 災害情報や避難情報等を全町民等に確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多重化を検討し、多種多様な情報伝達手段を確保する。
- 大規模災害時における行政機能の維持に必要な情報通信機能について、耐障害性強化を図るとともに、情報システムの機能確保に向けた「自治体クラウド」の導入等を検討する。
- いかなる時でも災害情報及び消防部隊運用情報等を正確に把握するため、そのための設備の計画的な更新を図る。

- 情報通信に支障が生じた場合でも情報システムが継続できるよう「ICT-BCP（情報システム部門における業務継続計画）」を策定し、業務継続体制を確保する。
- 情報システムのネットワーク機器に支障が生じた場合でも、代替機器によりネットワークが途絶えない機器構成を構築する。
- 本庁舎等での行政手続きができなくなる事態が生じた場合でも、行政手続きが継続して行えるよう、行政機能を提供できるサテライトオフィス環境を整備する。

## (4) 行動目標4「必要不可欠な行政機能を確保する」

### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

4-1 県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

### イ 強靱化に向けた主な取組

- ① 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- ② 防災知識の普及啓発
- ③ 物資の供給体制の整備等
- ④ 平常時からの連携関係の確立

### ウ 強靱化に向けた主な行動

- 災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や迅速な救助活動を行うため、消防指令施設や設備、消防車両、その他消防資器材等を計画的に更新・整備を進める。
- 消防組合各庁舎施設について、計画的に、耐震化・老朽化等対策を行い、施設の延命化や機能強化を図る。
- 大規模災害発生時における消防活動を円滑に実施するため、消防団の活動拠点となる消防団各分団詰所について、計画的に、老朽化等対策を行い、施設の延命化や機能強化を図る。
- 公共施設等の倒壊により被害が拡大しないよう、公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化や長寿命化対策を推進する。
- 応急対策業務で必要となる燃料の確保について、町内及び近隣市町におけるガス及び石油販売事業者の協力が得られる体制を確立する。
- 大規模な停電が発生した場合は、早期に被害情報を収集するとともに、各施設においては発動発電機等自家用発電設備を備える。
- 住宅等建物の出火防止を図るため、火災予防のための指導及び広報活動を実施することにより、住民等における防火意識の向上を図る。
- 住民一人ひとりが、地域における災害想定等状況を把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの配布及びホームページの掲載等により、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の周知を行い、防災意識の向上を図る。
- 災害時における食料や飲料水、生活必需品等の物資について、町単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、町内等を中心に、民間事業者との調達協定の締結等により、円滑に確保できる体制を整備する。
- 大規模災害時には、物資の供給や外部支援が困難となるため、計画的に食料や飲料水、生活必需品等を備蓄する。

- 物資の集積場及び中継基地となる物資拠点について、非常時に十分な機能を発揮できるように適正な管理を行うとともに、機能拡充に努める。
- 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、継続的に周知する。
- 有事の際に、食料が大量に不足した場合においては、学校給食センターに備蓄されている食材を住民に提供する。
- 大規模災害発生時において、町役場庁舎等が被災し、業務の遂行に制約が伴う状況下にあっても、災害応急業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるように、あらかじめ業務継続に必要な体制を整える。
- 大規模災害発生時において、本町の行政機能が低下する状況下において、短期間での膨大な災害応急業務に対応する事態に備え、あらかじめ受援体制を整備する。
- 災害時において、町職員が迅速かつ的確に対応できるよう、防災教育の徹底を図る。
- 情報通信に支障が生じた場合でも情報システムが継続できるよう「ICT-BCP（情報システム部門における業務継続計画）」を策定し、業務継続体制を確保する。
- 事前に民生児童委員と地域の支援を必要とされる方及びその関係者との緊急連絡の訓練を実施し、迅速な避難が行えるように連携を強化する。
- 自力での福祉避難所への避難が困難な方がいるため、輸送体制を検討し、迅速な避難活動ができるように避難者支援対策を準備する。
- 福祉避難所開設訓練を実施し、災害時に迅速な避難所体制を確立し、避難者への対応の強化を図る。

(5) 行動目標5「生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、  
早期に復旧する」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

5-1食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3取水停止等により、給水停止が長期化する事態
5-4汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5-5地域活動の担い手不足、感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- ① 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- ② 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- ③ 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- ④ 避難所の公衆衛生と生活の質の確保
- ⑤ 電気・ガス等のエネルギー供給体制の強化
- ⑥ 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 災害時に給水に重大な影響を及ぼすことのないよう、上水道施設を整備する。
- 災害時の給水活動の円滑化を図るため、応急給水資器材の備蓄を進める。
- 給水に重大な影響を及ぼすことのないよう、老朽管の更新を図り、管路の耐震化を進める。
- 各学校に整備されているプールの浄水機を利用し、安全な飲料水を提供するために、定期的に装置を稼働させ、有事に備えておく。
- 災害時においては、大規模停電等の発生が懸念されるため、必要と思われる電源確保策として太陽光発電パネル等の設備の整備を検討する。
- 長期的な停電発生時においては、各小・中学校校舎屋上に設置されている太陽光パネルで発電した電気を使用することが可能であるため、その対応方法について準備しておく。
- 汚水処理が長期間停止等となった場合、汚水の滞留により、周辺環境を汚染させてしまう事態が懸念されるため、代替処理手段を確保する。
- 浄化槽の耐震化等と適切な維持管理の推進を図る。
- 避難所における生活が長期化する場合は、避難者等を中心とした自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備する。
- 大規模災害時に多くの避難者が発生した場合に備え、避難所の収容能力の拡大を図るとともに、避難所生活に配慮が必要な障がい者や高齢者のための福祉避難所を確保する。

- 災害時の避難所となる施設等において、避難時の生活環境を良好に保つための備品等を整備する。
- 避難所における感染症のまん延防止等衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備するとともに、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底や間仕切りテント等を配備し発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営を行う。
- 避難所運営を含む地域の防災力の向上に向けて、地域住民等に対して防災学習や防災マップ作成等に取り組む。
- 応急対策業務で必要となる燃料の確保について、町内及び近隣市町におけるガス及び石油販売事業者の協力が得られる体制を確立する。
- 大規模な停電が発生した場合は、早期に被害情報を収集するとともに、各施設においては発動発電機等自家発電設備を備える。
- 災害時においては、大規模停電等の発生が懸念されるため、必要と思われる電源確保策として太陽光発電パネル等の設備の整備を検討する。
- 都市ガスの供給が遮断された場合は、給食センターに設置されている回転窯の一部がプロパンガスに接続可能であるため、炊き出し等の対応を準備しておく。
- 長期的な停電発生時においては、各小・中学校校舎屋上に設置されている太陽光パネルで発電した電気を使用することが可能であるため、その対応方法について準備しておく。
- 大規模災害の発生時に、交通機関の停止等により、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想されるため、一時的な滞在施設の確保など帰宅困難者対策強化を図る。

**(6) 行動目標6 「『稼げる力』を確保できる経済活動の機能を維持する」**

**ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」**

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

※           は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

**イ 強靱化に向けた主な取組**

- ① 農業用ため池等の防災対策

**ウ 強靱化に向けた主な行動**

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、耐震調査等の結果、整備が必要とされた防災重点農業用ため池について順次防災工事を行う。

## (7) 行動目標7「二次災害を発生させない」

### ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

※            は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

### イ 強靱化に向けた主な取組

- ① 災害に強いまちづくり
- ② 有害物質等の流出対策の確実な実施
- ③ 自助と共助による地域単位の防災力の向上

### ウ 強靱化に向けた主な行動

- 河川沿いの低地部分等の浸水被害のおそれがある地区について、土地利用の抑制対策の推進を図る。
- 埼玉西部環境保全組合や県、その他関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制整備の流れ等を確認しておく。
- 災害による被害を抑制するためには、災害発生時における初期消火や人命救助等初動活動が重要となり、各地域における自主的かつ組織的な防災活動が重要となることから、自主防災組織の育成及び活動の活性化を図り、地域防災力の一層の充実・強化を図る。
- 自然災害発生時には、小・中学校が各地域の避難所となることが多いため、自然災害を想定した取組等について、地域との連携を図る。
- 住宅等建物の出火防止を図るため、火災予防のための指導及び広報活動を実施することにより、住民等における防火意識の向上を図る。
- 事前に民生児童委員と地域の支援を必要とされる方及びその関係者との緊急連絡の訓練を実施し、迅速な避難が行えるように連携を強化する。

(8) 行動目標8「大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
8-2 県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

※           は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- ① 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- ② 災害廃棄物の適正処理の推進
- ③ 空き家対策の促進

ウ 強靱化に向けた主な行動

- 浸水被害を軽減し、流域住民の安全を守るため、準用河川及び普通河川の適切な維持管理を行い、治水安全度の向上を図る。
- 埼玉西部環境保全組合や県、その他関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制整備の流れ等を確認しておく。
- 空き家の適正な管理及び利活用等について、情報提供も含めた効果的な方法を検討する。

## 第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

### 6-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定する。

表4 施策分野

個別施策分野	1	行政機能 ※
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

※) 「行政機能」…行政が本来備えている働き。

### 6-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した28の「起きてはならない最悪の事態」の関係を整理した。

表5 施策分野と28の「起きてはならない最悪の事態」の関係

	施策分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	国土保全	ライフライン	教育	土地利用	環境	地域づくり・コミュニケーション	老朽化対策
		「起きてはならない最悪の事態」															
		(関係部局(略称))															
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○								○		○	○		○	○
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	○	○								○		○	○		○	○
1-3	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○				○			○	○	○	○	○	○	○	○
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○				○			○	○			○		○	○
1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○	○				○	○	○	○		○			○	○	○
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	○	○	○			○	○	○		○		○	○		○	○
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	○		○												○	
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	○	○	○						○		○			○	○	
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	○	○					○	○		○			○			○
3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態		○					○	○		○			○			○
3-3	物資の輸送が長期間停止する事態		○					○	○	○	○	○		○	○		○
3-4	孤立集落が発生する事態	○	○				○	○	○		○					○	○
3-5	情報通信が輻輳・途絶する事態	○	○				○				○						
3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○	○				○									○	○
4-1	県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○	○				○	○	○		○					○	○
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	○	○			○		○			○	○	○		○		
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態		○					○		○	○	○			○		
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態		○							○	○	○			○		
5-5	地域活動の担い手不足、感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○	○	○	○				○				○			○	○
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態		○					○	○	○	○	○			○		○
7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○	○								○			○	○	○	○
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態		○							○	○			○			○
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態							○		○		○			○		
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	○	○								○			○	○		○
8-2	県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態		○					○	○		○						○
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	○	○							○	○			○	○		○
8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態		○							○	○	○			○		

※ 関係部局の略称は次のとおり

総務…総務課、 政財…政策財政課、 町健…町民健康課、 長福…長寿福祉課、 創環…地域創生環境課、 産振…産業振興課、 まち推…まちづくり推進課、 上下水…上下水道課、 教育…教育委員会事務局

## 6-3 施策分野ごとの取組の方向性

### (1) 行政機能

#### ① 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減【総務課、政策財政課 他】

- 災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や迅速な救助活動を行うため、消防指令施設や設備、消防車両、その他消防資器材等を計画的に更新・整備を進める。
- 消火活動に必要な水利確保のため、可能な範囲内において、新規設置の場合は耐震性防火水槽の整備、既設の場合は老朽化した防火水槽の耐震化又は長寿命化を推進する。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化、災害時の被害抑制及び町民の安全確保のため、継続的に消防団員の育成及び人員確保を行い、消防車両又はその他消防資器材等の計画的な整備を図る。
- 公共施設等の倒壊により被害が拡大しないよう、公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化や長寿命化対策を推進する。

#### ② 応急対応に必要な非常用電源等の確保【総務課 他】

- 応急対策業務で必要となる燃料の確保について、町内及び近隣市町におけるガス及び石油販売事業者の協力が得られる体制を確立する。
- 大規模な停電が発生した場合は、早期に被害情報を収集するとともに、各施設においては発動発電機等自家用発電設備を備える。

### (2) 住宅・都市

#### ① 住宅・建築物の耐震化等の促進【政策財政課、まちづくり推進課】

- 公共施設等の倒壊により被害が拡大しないよう、公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化や長寿命化対策を推進する。
- 大規模盛土造成地について、宅地耐震化推進事業に取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。

#### ② 空き家対策の促進【地域創生環境課】

- 空き家の適正な管理及び利活用等について、情報提供も含めた効果的な方法を検討する。

### (3) 保健医療

#### ① 災害時医療体制の確保【総務課、町民健康課】

- 大規模災害発生時には、医療機関やライフラインの被災により、医療機能の低下が想定され、本町単独での十分な対応ができない場合に備え、相互応援協定等、他自治体や防災関係機関との連携及び応援を受ける際の受援体制の整備を進める。
- 災害発生時、傷病者に対して医療救護活動を行うため、医師会や近隣市町村等と連携して訓練を実施し、災害時の連絡体制をはじめ、初動体制を構築する。
- 大規模災害時における医薬品等の確保対策として、県及び町における備蓄以外にも、医師会や薬剤師会等との連携及び協議を進める。
- 自主的な救護体制が実施できるよう、消防署で実施している応急救護訓練等を通じて、人工呼吸、AED使用等の応急救護能力の強化を図る。
- 大規模災害時において、重症傷病者等への適切な応急処置を行うためには、救急車に積載する高度救命処置用資機材等の計画的な整備を進める。
- 災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材、医療救護体制の整備・強化を図る。
- 災害時保健活動に必要な物品や人員配置、連携が必要な関係機関の洗い出しと連絡体制、平時からの啓発活動、初動活動時の具体的な行動、受援体制等について、庁内関係部門が連携を図る。

#### ② 医療スタッフの育成・確保【総務課、町民健康課】

- 大規模災害発生時には、医療機関やライフラインの被災により、医療機能の低下が想定され、本町単独での十分な対応ができない場合に備え、相互応援協定等、他自治体や防災関係機関との連携及び応援を受ける際の受援体制の整備を進める。
- 災害発生時、傷病者に対して医療救護活動を行うため、医師会や近隣市町村等と連携して訓練を実施し、災害時の連絡体制をはじめ、初動体制を構築する。
- 大規模災害時における医薬品等の確保対策として、県及び町における備蓄以外にも、医師会や薬剤師会等との連携及び協議を進める。
- 自主的な救護体制が実施できるよう、消防署で実施している応急救護訓練等を通じて、人工呼吸、AED使用等の応急救護能力の強化を図る。
- 災害時保健活動に必要な物品や人員配置、連携が必要な関係機関の洗い出しと連絡体制、平時からの啓発活動、初動活動時の具体的な行動、受援体制等について、庁内関係部門が連携を図る。

### ③ 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保【総務課、町民健康課】

- 大規模災害発生時には、医療機関やライフラインの被災により、医療機能の低下が想定され、本町単独での十分な対応ができない場合に備え、相互応援協定等、他自治体や防災関係機関との連携及び応援を受ける際の受援体制の整備を進める。
- 災害発生時、傷病者に対して医療救護活動を行うため、医師会や近隣市町村等と連携して訓練を実施し、災害時の連絡体制をはじめ、初動体制を構築する。
- 大規模災害時における医薬品等の確保対策として、県及び町における備蓄以外にも、医師会や薬剤師会等との連携及び協議を進める。
- 大規模災害時には、上下水道等のライフラインが停止してトイレが使用できなくなるおそれがあることから、仮設トイレ等の備蓄等の対策を進める。
- 避難所における感染症のまん延防止等衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備するとともに、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底や間仕切りテント等を配備し発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営を図る。
- 災害時保健活動に必要な物品や人員配置、連携が必要な関係機関の洗い出しと連絡体制、平時からの啓発活動、初動活動時の具体的な行動、受援体制等について、庁内関係部門が連携を図る。

## (4) 福祉

### ① 避難所の公衆衛生と生活の質の確保【総務課、町民健康課、長寿福祉課】

- 避難所における生活が長期化する場合は、避難者等を中心とした自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備する。
- 大規模災害時に多くの避難者が発生した場合に備え、避難所の収容能力の拡大を図るとともに、避難所生活に配慮が必要な障がい者や高齢者のための福祉避難所を確保する。
- 災害時の避難所となる施設等において、避難時の生活環境を良好に保つための備品等を整備する。
- 避難所における感染症のまん延防止等衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備するとともに、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底や間仕切りテント等を配備し発熱者等専用スペースの確保など、感染症対策を踏まえた避難所運営を行う。
- 避難所運営を含む地域の防災力の向上に向けて、地域住民等に対して防災学習や防災マップ作成等に取り組む。

## (5) エネルギー

### ① 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保

【地域創生環境課、教育委員会事務局】

- 災害時においては、大規模停電等の発生が懸念されるため、必要と思われる電源確保策として太陽光発電パネル等の設備の整備を検討する。
- 長期的な停電発生時においては、各小・中学校校舎屋上に設置されている太陽光パネルで発電した電気を使用することが可能であるため、その対応方法について準備しておく。

## (6) 情報通信

### ① 災害情報の共有と町民への適切な提供【総務課、政策財政課】

- 住民一人ひとりが、地域における災害想定等状況を把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの配布及びホームページの掲載等により、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の周知を行い、防災意識の向上を図る。
- 災害時において、災害情報や避難情報等を全町民等に確実に伝達し、迅速かつ的確に避難できるよう、情報伝達手段の多重化による多種多様な情報伝達手段を確保したうえで、平時から運用する。
- ハザードマップの定期的な改定を行い、各自然災害を想定した避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を強化する。
- 災害時のSNSによる行政情報の発信を強化するため、登録者数の増加策を検討・推進する。

### ② 情報通信体制の強化【総務課、政策財政課】

- 大規模災害時においては、通信インフラが麻痺・機能停止するおそれがあるため、防災拠点及び指定避難所等に非常通信手段を整備する。
- 災害情報や避難情報等を全町民等に確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多重化を検討し、多種多様な情報伝達手段を確保する。
- 大規模災害時における行政機能の維持に必要となる情報通信機能について、耐障害性強化を図るとともに、情報システムの機能確保に向けた「自治体クラウド」の導入等を検討する。
- いかなる時でも災害情報及び消防部隊運用情報等を正確に把握するため、そのための設備の計画的な更新を図る。
- 情報通信に支障が生じた場合でも情報システムが継続できるよう「ICT-BCP(情報システム部門における業務継続計画)」を策定し、業務継続体制を確保する。

- 情報システムのネットワーク機器に支障が生じた場合でも、代替機器によりネットワークが途絶えない機器構成を構築する。
- 本庁舎等での行政手続きができなくなる事態が生じた場合でも、行政手続きが継続して行えるよう、行政機能を提供できるサテライトオフィス環境を整備する。

## (7) 産業

### ① 物資の供給体制の整備等【総務課、教育委員会事務局】

- 災害時における食料や飲料水、生活必需品等の物資について、町単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、町内等を中心に、民間事業者との調達協定の締結等により、円滑に確保できる体制を整備する。
- 大規模災害時には、物資の供給や外部支援が困難となるため、計画的に食料や飲料水、生活必需品等を備蓄する。
- 物資の集積場及び中継基地となる物資拠点について、非常時に十分な機能を発揮できるように適正な管理を行うとともに、機能拡充に努める。
- 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日(推奨1週間)の食料と飲料水の備蓄を要請しており、継続的に周知する。
- 有事の際に、食料が大量に不足した場合には、学校給食センターに備蓄されている食材を住民に提供する。

### ② 電気・ガス等のエネルギー供給体制の強化

【総務課、地域創生環境課、教育委員会事務局 他】

- 応急対策業務で必要となる燃料の確保について、町内及び近隣市町におけるガス及び石油販売事業者の協力が得られる体制を確立する。
- 大規模な停電が発生した場合は、早期に被害情報を収集するとともに、各施設においては発動発電機等自家用発電設備を備える。
- 災害時においては、大規模停電等の発生が懸念されるため、必要と思われる電源確保策として太陽光発電パネル等の設備の整備を検討する。
- 都市ガスの供給が遮断された場合は、給食センターに設置されている回転窯の一部がプロパンガスに接続可能であるため、炊き出し等の対応を準備しておく。
- 長期的な停電発生時においては、各小・中学校校舎屋上に設置されている太陽光パネルで発電した電気を使用することが可能であるため、その対応方法について準備しておく。

## (8) 交通

### ① 道路ネットワークの整備・通行の確保【まちづくり推進課】

- 安全な救助、避難ルート等確保するため、道路及び橋りょうの計画的な整備、維持管理に取り組み、ルートの多重化を図る。
- 防災活動拠点等への安全な通行を確保するため、道路及び橋りょうの計画的な整備・維持管理に取り組み、耐震化・老朽化対策を図る。
- 管理道路、橋りょうの要対策箇所を早期発見のため、道路パトロールや橋りょう点検を今後も継続して推進する。

### ② 道路施設の耐震化等による安全性の向上【まちづくり推進課】

- 防災活動拠点等への安全な通行を確保するため、道路及び橋りょうの計画的な整備・維持管理に取り組み、耐震化・老朽化対策を図る。
- 老朽化した橋りょうについて、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を継続して推進する。
- 震災時における道路ネットワーク確保のため、防災活動拠点等への通行ルートの橋りょうなどについて重点的に耐震補強対策・点検を実施し、対象橋りょうの対策完了に向けて事業を推進する。

## (9) 農業

### ① 農業用ため池等の防災対策【産業振興課】

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、耐震調査等の結果、整備が必要とされた防災重点農業用ため池について順次防災工事を行う。

## (10) 国土保全

### ① 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【まちづくり推進課】

- 浸水被害を軽減し、流域住民の安全を守るため、準用河川及び普通河川の適切な維持管理を行い、治水安全度の向上を図る。

## (11) ライフライン

### ① 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

【上下水道課】

- 汚水処理が長期間停止等となった場合、汚水の滞留により、周辺環境を汚染させてしまう事態が懸念されるため、代替処理手段を確保する。
- 浄化槽の耐震化等と適切な維持管理の推進を図る。

### ② 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【上下水道課】

- 災害時に給水に重大な影響を及ぼすことのないよう、上水道施設を整備する。
- 災害時の給水活動の円滑化を図るため、応急給水資器材の備蓄を進める。
- 給水に重大な影響を及ぼすことのないよう、老朽管の更新を図り、管路の耐震化を進める。
- 各学校に整備されているプールの浄水機を利用し、安全な飲料水を提供するために、定期的に装置を稼働させ、有事に備えておく。

## (12) 教育

### ① 学校の災害対応力の向上【教育委員会事務局】

- 火災、地震、浸水、竜巻等災害を想定した避難訓練を各学校、園の年間指導計画に位置付け、幼児、児童生徒の防災意識を高め、自ら危険を回避する能力の育成を図る。
- 各学校、園において、防災に関するマニュアルを検証し改善するとともに、それらを的確に活用できるよう、教職員の安全意識及び災害対応能力の向上を図り、日頃から児童生徒の命を守る防災体制の強化を図る。
- トイレの整備や空調設備の設置等、災害時に避難所となる学校施設の防災機能の強化を図る。

## (13) 土地利用

### ① 災害に強いまちづくり【まちづくり推進課】

- 河川沿いの低地部分等の浸水被害のおそれがある地区について、土地利用の抑制対策の推進を図る。

## (14) 環境

### ① 災害廃棄物の適正処理の推進【地域創生環境課】

○埼玉西部環境保全組合や県、その他関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制整備の流れ等を確認しておく。

### ② 有害物質等の流出対策の確実な実施【地域創生環境課】

○埼玉西部環境保全組合や県、その他関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制整備の流れ等を確認しておく。

## (15) 地域づくり・リスクコミュニケーション

### ① 自助と共助による地域単位の防災力の向上【総務課、長寿福祉課】

- 災害による被害を抑制するためには、災害発生時における初期消火や人命救助等初動活動が重要となり、各地域における自主的かつ組織的な防災活動が重要となることから、自主防災組織の育成及び活動の活性化を図り、地域防災力の一層の充実・強化を図る。
- 自然災害発生時には、小・中学校が各地域の避難所となることが多いため、自然災害を想定した取組等について、地域との連携を図る。
- 住宅等建物の出火防止を図るため、火災予防のための指導及び広報活動を実施することにより、住民等における防火意識の向上を図る。
- 事前に民生児童委員と地域の支援を必要とされる方及びその関係者との緊急連絡の訓練を実施し、迅速な避難が行えるように連携を強化する。

### ② 防災知識の普及啓発【総務課】

- 住宅等建物の出火防止を図るため、火災予防のための指導及び広報活動を実施することにより、住民等における防火意識の向上を図る。
- 住民一人ひとりが、地域における災害想定等状況を把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、ハザードマップの配布及びホームページの掲載等により、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の周知を行い、防災意識の向上を図る。

### ③ 平常時からの連携関係の確立【総務課、政策財政課、長寿福祉課】

- 大規模災害発生時において、町役場庁舎等が被災し、業務の遂行に制約が伴う状況下にあっても、災害応急業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施できるように、あらかじめ業務継続に必要な体制を整える。
- 大規模災害発生時において、本町の行政機能が低下する状況下において、短期間での膨大な災害応急業務に対応する事態に備え、あらかじめ受援体制を整備する。
- 災害時において、町職員が迅速かつ的確に対応できるよう、防災教育の徹底を図る。
- 情報通信に支障が生じた場合でも情報システムが継続できるよう「ICT-BCP(情報システム部門における業務継続計画)」を策定し、業務継続体制を確保する。
- 事前に民生児童委員と地域の支援を必要とされる方及びその関係者との緊急連絡の訓練を実施し、迅速な避難が行えるように連携を強化する。
- 自力での福祉避難所への避難が困難な方がいるため、輸送体制を検討し、迅速な避難活動ができるように避難者支援対策を準備する。
- 福祉避難所開設訓練を実施し、災害時に迅速な避難所体制を確立し、避難者への対応の強化を図る。

### ④ 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援【総務課】

- 大規模災害の発生時に、交通機関の停止等により、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想されるため、一時的な滞在施設の確保など帰宅困難者対策強化を図る。

## (16) 老朽化対策

### ① 防災活動拠点等の強化【総務課、政策財政課 他】

- 災害による被害を最小限に抑えるための消防活動や迅速な救助活動を行うため、消防指令施設や設備、消防車両、その他消防資器材等を計画的に更新・整備を進める。
- 消防組合各庁舎施設について、計画的に、耐震化・老朽化等対策を行い、施設の延命化や機能強化を図る。
- 大規模災害発生時における消防活動を円滑に実施するため、消防団の活動拠点となる消防団各分団詰所について、計画的に、老朽化等対策を行い、施設の延命化や機能強化を図る。
- 公共施設等の倒壊により被害が拡大しないよう、公共施設等総合管理計画等に基づき、耐震化や長寿命化対策を推進する。

## 第7章 地域強靱化の推進に向けて

### 7-1 地域強靱化に向けた計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、各事業を所管する課・局を中心に、国や県との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを、PDCAサイクルを通じて継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

### 7-2 本計画の見直し

本計画は、第6次鳩山町総合計画と整合・調和を図るため、第6次総合計画の計画期間と合わせて、令和4(2022)年度から令和11(2029)年度までの8年間としているが、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して計画内容の見直しを行うこととする。

なお、施策推進方針を達成するための具体的な個別事業については、各年度の実施状況等を踏まえて、随時、「別紙 鳩山町国土強靱化地域計画事業一覧表」の見直しを行うこととする。

また、本計画は、本町における国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の実施計画の改定の際には、本計画の内容と整合を図るものとする。